

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月に会社A（以下「会社」という。）に入社した。

請求人は、平成〇年〇月よりB大学校（以下「大学」という。）において警備業務に従事していたところ、平成〇年〇月〇日、出勤前に自宅において不調を来し、その後、症状が悪化して意識混濁となったことから、C病院（以下「C病院」という。）に救急搬送され、「左被殻出血」（以下「本件疾病」という。）と診断され入院加療した。

請求人は、精神的緊張を伴う業務、長時間労働、拘束時間の長い業務による疲労の蓄積により、本件疾病を発症したとして、監督署長に休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査請求が受理された日から3か月を経過しても審査官の決定がないことから、労災保険法第38条第2項の規定に基づき、平成〇年〇月〇日付けで再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に発症した疾病は、発症の経緯及び医証に照らし、疾患名は脳内出血（左被殻出血）、発症年月日は平成〇年〇月〇日であると判断する。

(2) 請求人の本件疾病は、厚生労働省労働基準局長が策定した「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）の対象疾病であり、当該疾病の業務起因性を判断するに当たっては、認定基準に則して、「業務による明らかな過重負荷」の有無を判断するものとされており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものと認める。

(3) そこで、認定基準に照らして、本件について検討すると、次のとおりである。

ア 請求人の本件疾病発症直前から前日までの間において、業務に関し異常な出来事に遭遇した事実は認められない。

イ 次に、本件疾病発症前短期間又は長期間における業務の過重性について検討する。

請求人の労働時間を評価するに当たり、請求代理人が、休憩・仮眠時間も実質的には労働からの解放が保障されておらず、本件業務に係る労働契約上の役務の提供が義務付けられていたものであり、大学における警備員の拘束時間は全て労働時間である旨主張していることから、請求人の休憩時間及び仮眠時間が労働時間と認められるか否かについて、以下検討する。

請求人は、シフトの勤務開始から終了までの間、大学の敷地から外出することができず、休憩室及び仮眠場所である待機室を離れる場合は無線機を携

帯し、常時連絡可能な状況を保たなければならないこととされていたことから、シフト勤務中は、休憩・仮眠時間も含め、拘束時間に該当することは明らかである。

一方、シフト表を見ると、休憩・仮眠時間については、通常業務に当たる警備士を確保した上で取得できるよう組まれていることが認められる。また、Dは、来訪者から紛失物の搜索を頼まれた際、もう1人が休憩中であったため、大学側の管理部署に対応を依頼した旨述べていることから、現場の警備士は、休憩時間中は業務に従事する必要はないものと認識していたことが認められる。休憩時間中の様子については、Eは「休憩時間は、皆、食事をしたり喫煙したり警備室の横にある休憩室で横になったり雑誌を読んだりして過ごしていました。Fさんも他の人も思い思いに過ごしていました。」と述べ、Dは、大学の食堂へ食事に行くことや喫煙所へ行くことがある旨述べていることから、請求人は、休憩時間をおおむね自由に利用することができたものと認められる。休憩・仮眠時間の取得状況については、Dは「実際に、シフト表の時間どおりに仮眠時間は取れていました。休憩時間も大体シフトどおりに取れていました。Fさんも時間どおりに取れていたはずです。」と述べていることから、請求人は、おおむねシフト表のとおり休憩・仮眠時間を取得できたものと認められる。引継ノートの記録からは、発症前6か月間に、出勤要請を受けて請求人が対応した業務が5回あったことが認められるものの、頻度は少ないものということができるところであり、以上見たところから総合的に判断すると、請求人が、休憩・仮眠時間において、請求代理人の主張するような業務拘束を受けていたと認めることはできず、同時間を労働時間として評価することはできないものと判断する。

このため、当審査会としては、監督署長が、休憩・仮眠時間を労働時間に該当しないものとして集計した請求人の労働時間は妥当なものであると判断する。

なお、仮に、請求代理人の主張どおり、休憩時間や仮眠時間を含め、拘束時間の全てを労働時間として評価するとしても、労働時間は、業務の過重性の評価において、業務量の大きさを示す指標であることから、休憩時間が少ないものの、手待時間が多い場合等、労働密度が低いと認められる場合は、直ちに業務と発症との間の関連性が強いと評価することは適切ではないもの

である。本件の場合、本件疾病発症前1週間における拘束時間83時間のうち、シフト表上の休憩・仮眠時間は32時間に及び、休憩・仮眠時間はおおむねシフト表どおりに取得でき、休憩時間には大学の食堂へ食事に行くなどおおむね自由に過ごせていたことや、関係者が仮眠時間には呼び出されることはなかった旨述べていることを踏まえると、拘束時間全てを労働時間と評価した場合には、労働時間全体における労働密度が低いものと言わざるを得ないものと判断する。

ウ 請求人の本件疾病発症前1週間における時間外労働は、イにおいて説示したとおり、監督署長が認定した9時間36分を妥当と判断することから、長時間労働は認められず、休日を1日取得していたことも認められるため、労働時間の観点から特に過重な業務であったと評価することはできない。

また、請求人は、24時間以上のシフト勤務に3回、計83時間従事しており、拘束時間の長い勤務が認められるが、シフト表を見ると、休憩・仮眠時間が32時間設けられており、請求人は、おおむねシフト表どおりに休憩・仮眠時間を取得していたものと認められるため、拘束時間の観点からも、特に過重な労働があったものとは認められない。

なお、労働時間や拘束時間について、仮に、休憩・仮眠時間を労働時間と評価するとしても、イにおいて説示したとおり、労働時間全体の労働密度が低いものと評価されることとなるため、業務の過重性の評価を左右することにはならないものである。

請求代理人は、請求人は異なるシフトが不規則に繰り返されていたため、睡眠のリズムが大きく乱れるなどの点において、強い肉体的・精神的負荷になっていた旨主張するが、認定基準は、不規則な勤務については、予定されたスケジュールの変更の頻度・程度、事前の通知状況、予測の度合、業務内容の変更の程度等の観点から業務の過重性を評価するものとしているところであり、この点、請求代理人は、平成〇年〇月〇日にシフトの変更があった旨主張するものの、全体として見ると、請求人は予定されたシフトどおりに業務に従事していたものと認められることから、請求人に不規則な勤務は認められるものの、過重負荷として評価するまでには至らないものと判断する。

また、請求代理人は、交替制勤務・深夜勤務についても十分評価されていない旨述べているが、交替制勤務・深夜勤務は、直接的には脳・心臓疾患の

発症の大きな要因になるものではなく、これらの勤務が日常業務として実施されている場合は、日常生活で受ける負荷の範囲内と評価されるものとされているところ、請求人の交替制勤務・深夜勤務は、日常業務として実施されていることが認められるため、日常生活で受ける負荷の範囲内のものと判断する。

このほか、請求人の本件疾病発症前1週間においては、緊急時の対応等の特に精神的緊張を伴う業務は認められないこと等から総合的に判断すると、請求人の従事した本件疾病発症前短期間の業務に、過重性があると判断することはできないものである。

エ 請求人の本件疾病発症前長期間における業務による過重性について見ると、請求人の発症前6か月における時間外労働時間は、発症前1か月が6時間54分7秒であり、発症前2か月ないし6か月における1か月当たりの平均は最大6時間56分と、1か月当たりおおむね80時間を超える時間外労働は認められない。

また、1か月当たりの拘束時間は、最長で377時間に及んでいることが認められるが、シフト表において相応の休憩・仮眠時間が設けられていることが認められ、関係者の申述から、請求人も所定の休憩・仮眠時間をおおむね取得することができていたものと認められる。

また、労働時間や拘束時間について、休憩・仮眠時間を労働時間と評価するとしても、業務の過重性の評価が左右されることがないことは、ウにおいて説示したとおりである。

請求代理人は、請求人のシフトが恒常的に急な変更がされており、全く変更のないシフトと比べ不規則な勤務であった旨主張するが、仮に請求代理人が補充意見書で主張するシフトの変更が事実であったとしても、平成〇年におけるシフトの変更は、おおむね勤務日を休日とする等請求人の負担を軽減するものであることが認められ、請求人の負担となる変更は、平成〇年〇月に複数回行われたことが認められるにとどまるものである。このため、請求人の勤務予定の変更の頻度・程度等から見て、請求人に認められる不規則な業務については、過重負荷として評価できないものである。

交替制勤務・深夜勤務については、上記ウにおいて説示したとおり、日常生活で受ける負荷の範囲内と評価するところであり、その他特に精神的緊張

を伴う業務が認められないこと等から総合的に判断すると、請求人は、発症前おおむね6か月間において、過重な業務に従事したとは認められないものである。

オ 請求代理人は、警備士の主な業務は、施設における火災、盗難、不法侵入等の事故の未然防止、早期発見と適切な応急措置であり、受付や立哨、巡回等の業務中は高度の集中力・注意力が求められることから、精神的緊張を伴う業務であった旨主張している。この点、大学は不特定多数の人物が利用する施設ではなく、本件業務は、警備仕様書やEの申述から見ても通常の警備業務であることが認められ、事故等により精神的・肉体的に緊張を強いられるものであったとは考えられない。また、会社関係者の申述においても、大きなトラブル等が発生した事実は認められず、請求代理人の主張は認められない。

カ 請求代理人は、請求人が会社から施設警備業務2級の資格を取得するよう業務命令を受けたため、精神的な負担を感じるとともに、休憩・仮眠時間を資格取得のための勉強に充てたことにより、肉体的にも負担となっていた旨主張する。

しかしながら、Eは、同資格の受験は請求人が以前から志望していたもので、警備会社ごとに受験できる人数が決められているため、会社が受験者を決定していたものであること、試験に合格するためには相応の準備が必要となるため、準備期間の短かった請求人に肉体的な負担となったことは考えられるものの、会社は試験に合格することを義務付けてはおらず、不合格となった場合もペナルティーを科すことはなかった旨述べていることから、請求人の資格取得のための勉強を会社の業務命令と認めることはできず、業務上の負荷として評価することはできない。

キ なお、請求人らは、G地裁平成〇年〇月〇日判決を例に取り、業務上の災害と認めるべき旨主張するが、同判決の対象となっている事件と本件とはその内容を異にするものであるため、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) 以上を総合すると、本件疾病については、認定基準に照らし、発症直前から前日にかけて異常な出来事は認められず、発症に近接した短期間及び長期間の業務による過重性も認められない。

3 以上のおりであるので、本件疾病は、業務上の事由によるものと認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。